

令和8年4月

お客様各位

利根郡信用金庫

当座勘定規定（一般用）の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、手形・小切手の最終振出期限を設定するため、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきますので、お知らせします。

記

1. 改定日

令和8年6月1日（月）

2. 改定内容

以下の通り、条文を追加、変更いたします。（下線部が変更点となります）

新	旧
当座勘定規定（一般用）	当座勘定規定（一般用）
～略～	～略～
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
～略～	～略～
第8条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第8条（手形、小切手用紙等） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

新	旧
<p>～略～</p> <p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>～略～</p> <p>第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>～略～</p> <p style="text-align: right;">（令和8年6月1日現在）</p>	<p>～略～</p> <p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できる限り</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。</p> <p>～略～</p> <p>第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。</p> <p>～略～</p> <p style="text-align: right;">（令和7年4月1日現在）</p>

以 上